

( \* 裁判所に書類を提出される皆様へ \* )

## 【マイナンバーの取扱いについて】

( ・ マイナンバー制度とは ・ )

法律に基づいて、住民票を有する全住民（外国人を含む。）に1人1つの番号（12桁の番号）を付して、社会保障、税及び災害対策の各分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

( ・ マイナンバーは特定個人情報 ・ )

平成28年1月1日からマイナンバー制度が開始されているところですが、マイナンバーは重要な個人情報です。

つきましては、裁判所への書面の提出の際には、

### ★マイナンバーが記載されていないものを提出

マイナンバーが記載されている書面を提出する場合には、

### ★マイナンバー部分をマスキング処理し提出

( 数字を黒塗りして見えなくする )

いただきますよう、ご協力をお願いします。

( ※ マスキング処理の方法 )

- ① 当該部分をマジックで塗りつぶし、又はマスキングテープを使用するなど、判別できないようにしてください。
- ② その上で、必要部数をコピーし、提出書面を作成してください。

疑問がある場合は、裁判所の担当者にお問い合わせください。

高松家庭裁判所